

四国地区所有者不明土地連携協議会 第5回総会（臨時） 開催

概要： 所有者不明土地法の改正が令和4年4月27日成立（同年5月9日公布）となったことに伴い、協議会（※）の活動範囲が所有者不明土地関係に限らず、土地政策全般へ拡大されることとなったため、協議会の名称変更及び活動内容等について規約改正を行った。

※「所有者不明土地法」の円滑な施行や市町村の用地業務支援等のために、平成31年2月に設立

- 開催日：令和4年5月18日（水）
- 方 法：We b 会議方式により実施
- 出席者：18名（整備局、法務局、四国各県、関係士業団体）

◇議題

- 協議会の名称変更について
- 規約の改正について
 - ・協議会の名称及び活動内容等